

グループホーム あいあい
認知症対応型共同生活介護事業所運営規程
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人あいあい（＝開設法人）が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

7 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供をするに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称はグループホームあいあいとする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 1名（非常勤専従）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・

調整を行う。

- ③ 介護職員 6名（常勤兼務1名、常勤専従5名）

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

- ④ 看護職員 1名（非常勤専従）

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

- ⑤ 助け合い活動職員（介護職員）

利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（利用定員）

第6条 利用定員は、9名とする。

（介護の内容）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

2 本事業所は、身体的拘束その他利用者の制限を行わない。

ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

3 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するとともに家族への説明、同意を行うこととする。

（介護計画の作成）

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

（利用料等）

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

保証金（入居時） 100,000円／月

- ① 家賃 48,000円／月

（但し、生活保護受給者においては33,400円／月とする。）

- ② 食費 52,800円／月
(朝食 470 円・昼食 645 円・夕食 645 円、1 日 1,760 円) (30 日の場合)
- ③ 水道光熱費 5,500円／月
- ④ 娯楽費 5,500円／月
- ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 実 費

2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込・引き落としによって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第 10 条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって痴呆の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

4 入居に際し、家族・知人との面会は自由。尚、家族との外泊は原則自由とする。

5 ペットについては共同生活であるから、基本的には禁止とするが相談に応じる。

6 所持品については、従来使い慣れたものを持ち込んで構わないが、大きさやその量により、検討させて頂くこととする。

(秘密保持)

第 11 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 13 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備および飲用の水については、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止ための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止ための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止ための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時における対応策）

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第16条 事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難・救出等訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（虐待防止）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び

訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント等)

第 19 条 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(提示、広報)

第 20 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにするものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 21 条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- | | |
|---------|-----------------|
| ① 採用時研修 | 採用後 1 ヶ月以内に 1 回 |
| ② 継続研修 | 年 1 回 |

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則 この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

付 則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

付 則 この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

付 則 この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 この規程は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

付 則 この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

付 則 この規程は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

付 則 この規程は、平成２２年９月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２３年３月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２３年９月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２３年９月１６日から施行する。

付 則 この規程は、平成２３年１２月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２４年２月６日から施行する。

付 則 この規程は、平成２４年２月２０日から施行する。

付 則 この規程は、平成２４年３月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２４年３月１９日から施行する。

付 則 この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２４年１１月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２４年１１月２６日から施行する。

付 則 この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２５年５月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２５年７月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２５年１０月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２６年１月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２６年５月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２６年８月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２６年９月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２８年２月１８日から施行する。

付 則 この規程は、平成２８年３月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２８年６月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２８年９月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成２９年１０月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成３０年２月１日から施行する。

付 則 この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

付 則 この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

付 則 この規程は、令和２年１月１日から施行する。

付 則 この規程は、令和２年４月１日から施行する。

付 則 この規程は、令和３年２月１日から施行する。

付 則 この規程は、令和４年４月１日から施行する。

付 則 この規程は、令和５年１月１日から施行する。

付 則 この規程は、令和５年８月１日から施行する。

付 則 この規程は、令和６年４月１日から施行する。

付 則 この規程は、令和６年１０月１日から施行する。

付 則 この規程は、令和７年１１月１日から施行する。

付 則 この規程は、令和８年２月１日から施行する。

付 則 この規程は、令和８年６月１日から施行する。